

特別職報酬等審議会会議要旨

1. 日 時 令和5年3月24日(金) 午後2時00分～午後4時00分

2. 場 所 市川市役所第一庁舎5階 第1委員会室

3. 出席委員

会 長	田口 安克	副会長	瀧上 信光
委 員	塩田 喜美子	委 員	鈴木 麻由美
委 員	富永 滋	委 員	戸村 節子
委 員	知久 有美	委 員	長尾 朋聡
委 員	中田 和典	委 員	細川 ひろみ
委 員	村松 祐	委 員	森 紋子

4. 欠席委員

委 員	大野 京子	委 員	芝田 弘一
委 員	小林 俊之		

5. 事務局

植草	総務部長	福田	総務部次長
吉成	職員課長	西脇	職員課主幹
小林	職員課主任	星野	職員課主任
石橋	職員課主事		

6. 提出資料

- 資料1 市川市特別職報酬等審議会条例
- 資料2 「建議」と「答申」の違いについて
- 資料3-1 特別職報酬等審議会の概要
- 資料3-2 建議及び改定の経緯
- 資料4-1 市川市特別職報酬等審議会 建議書(H18.12.27)
- 資料4-2 市川市特別職報酬等審議会 建議書(H25.8.2)
- 資料4-3 市川市特別職報酬等審議会 建議書(H27.1.26)
- 資料5 市川市特別職報酬等審議会 建議書(R4.12.23)
- 資料6 市川市特別職の給与(令和5年度)
- 資料7-1 市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- 資料7-2 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例
- 資料7-3 市川市特別職の職員の退職手当支給条例
- 資料7-4 現市長の給料及び退職手当の特例について
- 資料7-5 市長の給料及び退職手当の特例に関する条例
- 資料8 特別職関係通達
- 資料9 市川市審議会等の会議の公開に関する指針

7. 委嘱辞令の交付

松丸副市長から各委員に対し、委嘱辞令が交付されました。

(任期：令和5年3月1日から令和7年2月28日まで(2年間))

委嘱辞令交付に引き続き、松丸副市長からの挨拶がありました。

8. 会長・副会長の選出

市川市特別職報酬等審議会条例第5条の規定に基づき、会長・副会長は互選することになっていることから、委員の中から推薦する方法で選出が行われました。

田口委員が会長に、瀧上委員が副会長に推薦され、全会一致で両名が会長・副会長に選任されました。

9. 自己紹介

会長・副会長の挨拶、出席委員10名及び事務局職員7名の自己紹介が行われました。

10. 会議概要

田口会長

只今より、第1回市川市特別職報酬等審議会を開催いたします。

初めに、市川市特別職報酬等審議会条例第6条第2項において、『会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない』とされておりますので、出席者の確認をいたします。

本日は、大野委員、小林委員、芝田委員より欠席のご連絡をいただいております。

したがいまして、委員定数15人の半数以上の委員にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立しておりますことを確認いたします。

なお、傍聴につきましては、本日の傍聴者はおりませんのでご承知おきください。

田口会長

それでは、これより議事に入ります。

はじめに、「(1)会議公開について」を議題といたします。市川市には、『審議会等の会議の公開に関する指針』が定められております。これは、本市に置かれております審議会の会議の公開・非公開について、統一的な取扱基準を定めるものでありまして、当審議会も、この指針に従って、会議の公開・非公開を決めなければなりません。まず、この指針について、事務局に説明を求めます。

事務局

(資料9について説明)

田口会長

ただいま、事務局から、会議の公開・非公開について説明がありました。

当審議会は原則公開になるとのことですが、議題に個人情報等がある場合には、非公開とすることができるとのことです。本日の議題について、非公開情報を取り扱うことがあるか、事務局に説明を求めます。

事務局

本日の議題につきましては、すでに公表されている資料に基づく審議等となりますので、個人情報等の非公開情報についてご審議等をいただくことはございません。

田口会長

ただいま事務局から説明があったとおり、本日の議題において、非公開情報について審議等を行うことはありませんので、会議を公開することとしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いします。

— 全員挙手 —

田口会長

ありがとうございます。それでは、本日の会議は公開といたします。

次に、当審議会の会議録についてです。指針ではこれを作成し、市のウェブサイト等への掲載により公表しなければならない、とされております。このことについて、事務局に説明を求めます。

事務局

(資料9について説明)

田口会長

18回以前はどのようにしていたのか、参考までに説明してください。

事務局

15回以降は仮名表記としており、それ以前は委員名を記載しておりました。

田口会長

それでは、会議録における発言者の記載について、ご意見を伺いたいと思います。会議録への発言者の記載は、どのように取り扱うことといたしましょうか。

A委員

個人名は表記すべきだと考えます。それは、私達が市長から辞令を交付された責任がある身分であるからです。発言は、きちんと責任と使命を感じながら行うべきです。「A」や「B」といったうやむやな表記は市民に対して非常に失礼であると考えますので、個

人名は表記すべきだと考えます。

田口会長

ただいまの意見について、副会長いかがでしょうか。

瀧上副会長

A委員の意見でも良いと思います。ただし、審議の内容によって、氏名を公開するには早い場合もあります。審議内容によっては、原則は公開としつつも、最終の結論が出るまでは公表しないということも必要だと思います。

田口会長

ありがとうございます。原則は公開だが、審議内容によっては個人が攻撃を受けるかもしれないという場合は、発言委員個人と話し合いが必要だという提案、ということでもよろしいですか。

瀧上副会長

より具体的に申し上げますと、報酬等を引き上げるべきかといった議題の時に、審議会での審議だけではなく、外部から引き上げるべきでない、引き上げるべき、という意見が出てきて、この審議会自体の立場や役割に混乱が起きてしまうのは避けるべきだと思います、発言しました。

田口会長

わかりました。

私も各委員の発言に責任を持つという意味では、個人名を出した方が良いと思います。

しかし、個人攻撃があっては決してならないと考えています。会議を円滑に進めるのが私の責務ですので、会長、副会長から、公表することについて、個別に委員の方とご相談させていただくことはあると思います。

ただし、原則は個人名公表が良いと思います。

A委員

私は、会長と副会長に一任するのではなくて、この15名で逐一採決をとる必要があると思います。議論の中で、公表しても良いか悪いか、それぞれ自身の見識を持って、この場に来ているわけですから、決める場合はこの15人の多数決で採決をして、これを議事に残していただきたい。

田口会長

ありがとうございます。誤解を生じるような言い方をして申し訳ありません。決して、我々で恣意的にやろうとは考えておりません。

A委員

そういう問題については、この場で逐一採決します、と一言おっしゃれば良いと思います。15人の委員で決めることが、審議会の成り立ちだと思いますので、会長、副会長に一任して取り扱うのは良くないと思います。

田口会長

貴重なご意見ありがとうございます。この議事録に関して、今までは、皆さん個人で承認していただいております、この場で議事録の承認をしていただく場を設けておりませんでした。この内容で議事録として確定してよろしいか、と議案ごとに採決することを求められている、という理解でよろしいですか。

A委員

あまりこの問題で、せつかくの大切な時間を延ばすのがよくないと思います。会長、副会長も、私が先ほど申し上げたように断言すれば済む話ではないでしょうか。問題によって、会長と副会長の間で取り決めをして、これは公表しない、公表するという判断はやめましょうということです。あくまでも、「どうしましょうか」と聞いていただいて、そこで皆が手を挙げることで、多数決によって決めれば良いと思います。

田口会長

わかりました。そういった事案があがれば多数決をとり、なければそのまま公表する、ということですね。大変失礼いたしました。

瀧上副会長

我々は、市民等の中から市長に委嘱されて審議しています。給料等を上げるか上げないかという話をする際に、個人名を出して、上げるべきだと言った場合、この委員の方の意見はおかしい。なぜ上げなくてはいけないのか、と個人的な攻撃を受ける可能性があります。審議会は、審議会の委員の立場として、自由な議論を行う場です。つまり、本審議会が一つの組織として審議をするわけなので、すべて住民にオープンにして、市民が全部参加して決めるものではありません。決めるのは審議会です。オープンにするにも限界があると考えます。

B委員

私は、初めての参加でわからないところも多いです。以前は個人名の記載があり、最近の会議では仮名表記であったということは、何かそうするきっかけがあったのではないかと気がなります。間違った発言をする恐れもあるので、自由に活発な審議をするためには、原則個人名を載せることに、正直抵抗があることは申し伝えさせていただきます。

田口会長

それは、仮名表記の方が良いということですか。

B委員

はい。そのとおりです。

田口会長

ありがとうございます。過去に仮名表記にした具体的な理由について、事務局に説明を求めます。

事務局

皆様が議論されておりましたとおり、過去の審議会委員の方から、自由な議論をしていく中では、氏名を表記されると意見が言い難くなる、というご指摘があったと承知しております。

C委員

私も初めての参加なので、わからないことが多い中での発言になります。先ほど意見が出たように、責任を持って発言をすることは当然のことだと思っております。ただ、氏名を公表するかしないかということが関わってくるかということ、それとは関係なく、責任を持って、発言をしていきたいと思っております。

先ほど例で出た、お給料についての議論で、実名で意見を申し上げるとなると、それが公表されたときに、周りの方から何か言われるかもしれないということも正直感じております。

結論から言うと、私はA B表記にしたほうが良いと思います。知人にも市議会議員に立候補される方や、市議会議員になった方がいます。また、市議会議員に対して、いろんな意見を言う方も多数います。そんな中で、議員報酬に対して氏名公表で何かを言うと、自分個人の影響もありますし、自分の子供に対しても、あそこの親がどうこうといった発言等の中傷をされるのも怖いと思ってしまうところがあります。

田口会長

ありがとうございます。今、2人から、仮名表記の方が発言しやすいという話がありました。

先ほども申し上げたとおり、私は、活発な意見を述べ合って、より良い方向性を持っていくことが1番であって、誰が発言したか、ということは考えておりません。責任を持つという意味では、名前を載せるべきだと思っております。ただ、実名を公表することによって、実名公表されるから発言しないでおこう、となってしまうことが1番よくないことかと思っております。委員である以上は、自分の思ったことは発言すべきで、それを

阻害する表記はすべきでないと思います。多数決で決めるのはどうかと思うのですが、実際皆さんはいいかがでしょうか。多数決で決めたほう良いでしょうか。

瀧上副会長

この審議会で、どういうことが議論されているかが分かればいいので、誰が発言したかということは、あまり意味をなさないと考えます。つまり、外部に対して、個人として責任を負うものではなく、本審議会において責任を負うものですから、仮名表記にすることは1つの知恵だと思います。

審議会は原則公開していますから、より知りたい人は傍聴することもできます。どういう審議が行われているか、ということについては、個人名がなくてもオープンにできると考えます。

A委員

私は仮名表記が悪いとか、全て実名公表すべきだと固執しているわけではありません。これは隠しておいた方がいいという案件については、会長、副会長の「この部分は仮名表記にしましょう」とか「今回の審議会については仮名表記した方がいい」といった提案をしていただいた上で、この15人で表決すればいいわけであって、絶対反対とは言っていません。原則、責任を持って発言すべきと申し上げているだけです。

田口会長

わかりました。ありがとうございます。それでは、多数決で決めたいと思います。まず、従前通り仮名表記で良いという方、挙手をお願いします。

(挙手者多数を確認)

田口会長

ありがとうございます。仮名表記がいいという方が多いので、従前どおり仮名表記にしたいと思います。

このように、今後も活発に話ができれば良いと思います。目的は、特別職の報酬は、適切であるか、今後どうするかということ、市民目線、ご自分の視点から、適切に決定していくことです。ご協力のほどよろしくお願いします。

田口会長

次に、「議題(2)特別職報酬等審議会の概要について」を議題といたします。

今回、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、事務局より、当審議会の任務や審議対象事項、建議の意味などについて、確認の意味で説明をしていただくとともに、これまでの建議等についても説明をしていただきたいと思います。

事務局

(資料1から資料9について説明)

田口会長

ただ今、事務局から、任務や経緯について説明がありました。これは審議を行うものではなく、確認ですので、ご了承いただければと思います。委員の皆様、確認しておきたい事項がございましたら、挙手をお願いします。

田口会長

特にないようですので、議題(3)その他に入ります。今回、新しい委員もおいでになりますので、当審議会の運営について、私から何点か、お願いを申し上げます。

会議におきましては、積極的な議論をしていただきますが、会議における発言は、挙手の上、全て議長である私を通して行うようにお願いします。

次に、議事の運営上必要な資料は、全て会議の場で決することになります。したがって、個別に事務局に対して、メール等で資料請求を行うこと等はお控えください。

最後に、やむをえず会議を欠席や遅刻される場合は、速やかに事務局まで、連絡をお願いいたします。

以上で、本日の議題は、すべて終了いたしました。他に何かございますか。

特にないようですので、『6. 報告』に入ります。

副市長等の退職手当について、計算方法を明確化するための条例改正を行ったため、その内容につきまして事務局から委員の皆様にご報告したいとのことですので、お願いします。

事務局

(参考資料について説明)

田口会長

ありがとうございました。最後に、事務局から事務連絡があれば、お願いします。

事務局

はい。事務局から、事務連絡がございます。

会議録についてでございます。会議録につきましては、毎回、会議終了後、事務局で案を作成して委員の皆様にご送付いたします。委員の皆様には、内容をご確認いただき、修正箇所やご意見等がございましたら、お手数ですが、指定の期限までに、事務局までご連絡を頂戴できればと思います。皆様から頂戴いたしました意見や修正箇所等は、必要な修正等を行った上で、会長に確認していただき、正式な会議録とさせていただきます。

す。事務局からは、以上でございます。

田口会長

それでは、以上をもちまして、第1回市川市特別職報酬等審議会を閉会いたします。
皆様、どうもお疲れ様でございました。

— 閉会 —

市川市特別職報酬等審議会 会長